

公益財団法人全日本軟式野球連盟 特定費用準備資金取扱規程

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人全日本軟式野球連盟（以下「連盟」という。）経理規程32条（2）の規定に基づき、特定費用準備に充てるために保有する資産（以下「特定費用準備資産という」）の取り扱いに関して必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 特定費用準備資産とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（以下「認定法施行規則」という）第18条1項本文に定める将来の特定の活動の実施のために特別に支出する費用（事業費または管理費として計上されることになるものに限るものとし、引当金の引当対象となるものを除く。）に係る支出にあてるために保有する資金をいう。

(取扱原則)

第3条 この規程による取扱いについては、認定法施行規則に則り行うものとする。

第2章 特定費用準備資金

(保有)

第4条 この法人は、特定費用準備資産を保有することができる。

(保有の承認)

第5条 この法人が、前条の特定費用準備資産を保有しようとする時には、代表理事は、事業ごとに、その資産の名称、将来の特定の活動の名称及び内容、計画期間、活動の実施予定時期、積立額、積立額の算定根拠を理事会へ提案する。

- 2 理事会は前項の提示を受け、次の各号に該当する場合、これを承認するものとする。
 - (1) その資産の目的である活動を行うことが確実にみこまれること
 - (2) その資産の積立限度額が合理的に算定されていること

(管理・取り崩し等)

第6条 特定費用準備資金は、貸借対照表及び財産目録にその資金の名称を付した特定資産として、他の資産（他の特定費用準備資産を含む）と明確に区別して管理する。

- 2 前項の資産は、その資産の目的である支出に充てる場合を除くほか、取り崩すことができない。

- 3 前項に規定により取り崩しを行う場合には、理事会の決議を得なければならない。
- 4 その資産の目的である事業の実施期間において目的である支出に対し取崩を行わない場合は、その理由を付して理事会へ付議し、その議決を得なければならない。積立計画の中止、積み立て限度額及び積立期間の変更についても同様とする。
- 5 第2項の規定にかかわらず、目的外に取り崩しを行う場合には、代表理事は、取り崩しが必要な理由を付して理事会に付議し、その議決を得なければならない。

第4章 閲 覧

(閲覧)

第10条 特定費用準備資金の閲覧については、積立限度額及びその算定根拠を記載した書類により、定款第2条に定められた事務所における書類の備え付け及び閲覧を行う。

第5章 雑 則

(法令の読み替え)

第11条 この規程において引用する法令の条文が改正等された場合においては、改正等の無いように対応して適宜読み替えるものとする。

(規程の改廃)

第12条 この規程は、理事会の決議により改廃することができる。

附則 この規程は、平成29年 12月 20日から施行する。